

## 第 72 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:平成 29 年 1 月 26 日(木)13 時 00 分～15 時 30 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:永田委員長、大橋委員、織委員、鬼沢委員、酒井委員、村上委員、山下委員  
以上 7 名出席  
その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題:①特預金の使途に関する事業概要及び平成 29 年度の事業実施計画(案)  
【諮問事項】  
②資金管理料金特別会計における繰越金の使途(案)【諮問事項】

### 5. 議事録

#### (1)議題①について

特預金の使途に関する事業概要及び平成 29 年度の事業実施計画(案)について、事務局から資料 3-1 から資料 3-6 にて説明した。また、環境省から資料「リサイクル料金の割引制度の主旨」について説明がなされた。本件は継続審議とし、次回の諮問委員会において、平成 29 年度事業計画及び予算と併せて審議することとした。

#### <主な意見>

《資料3-2「不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充」について》

#### 【委員A】

自治体ニーズに応じた対策について、モデルとなる自治体の選定イメージがわかる記載に修正してほしい。また、要綱の改定についても記載して、その改定では調査への出えんについても議論していくことがわかる形にしてほしい。その議論は環境省が合同会議等で議論していくということになるのか。

#### 【環境省】

そうである。

#### 【委員A】

事案がわかっているものの調査だけではなく新たな事案の発見の必要もあるのではないか。

#### 【環境省】

自治体のニーズに合った調査、対策が必要であると考え。まずは特定の自治体でモデル的に実施し、有効性を確認することとしたい。

**【委員A】**

自治体に任せるだけでなく国やJARCも主体となって調査を行うべきである。

**【事務局】**

JARCが実施するためには、指定法人業務として法的な裏付が必要である。

**【環境省】**

事案の正確な把握につながる施策を具体的な施策の①に入れるのが良いと思う。④のところも全て出えんとだけ記載してあるが、もう少し詳しく書いていただければと思う。

《資料3-5「自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動の取組計画」について》

**【委員A】**

自動車ユーザーのための理解活動には不法投棄関連の内容も含まれ、このような取組み費用には特預金を充てていくことになっている。一方でJARCの自治体や関係団体などとの情報共有の取組み費用には特預金以外の原資を充てていくものと思われるが、そのような観点で特預金を充てる内容とその他の原資を充てる内容とを切り分けて、理解活動の内容を整理しながら取組んでもらいたい。

**【委員A】**

関係団体を始めとした関係者などにおいて、すぐに利用してもらえる自動車リサイクルの法制度概要やQ & Aなどの情報発信についても資料に付記してほしい。

**【事務局】**

付記する。

《資料3-6「再生資源等を活用した自動車に対する再資源化等預託金の割引」について》

**【委員A】**

資料3-6に審査事務との記載があるがJARCが審査を行うということか。審査機関は審査、認定を行い、公表する非常に重要な役割を担うことになる。どの組織が担うかはきちんと整理してほしい。

**【環境省】**

JARCの審査事務は審査機関への発注や管理など審査支援をイメージしている。記載はわかりやすく修正していただく。

**【委員E】**

本割引制度の実施は決定済みと考えてよいのか。この金額と期間で実施するということ今この段階で約束してしまっても大丈夫なのか。特預金だけを原資に実施するのが本当に良いのか考えるべきではないか。

**【環境省】**

運用方法については随時改善を図るが、まずは10年間、100億円程度という形で制度を始める旨、合同会議に提案したいと考えている。

**【委員A】**

決定していないと認識している。両省から合同会議に提案し、了承後に具体策についての検討に進むと考えている。また、なぜ特預金だけを原資にするのかという議論は確かにあるが、それとは別の問題として特預金が余っている現状があり、それはユーザーに還元する必要がある。還元の方法として循環型社会や資源消費の改善に還元できる方法ということで特預金の使途として検討している。

**【委員E】**

自動車を取り巻く環境が今後10年間で劇的に変化していくことを考えると、資金管理法として必ず果たさなくてはならない預託金の管理と支払いに支障をきたすようなことが起こりうる最悪の事態も検討すべきである。10年間で100億円という期間や金額についてはもう少し柔軟性を持ってよいのではないか。

**【委員B】**

再生プラスチックを活用することによる自動車価格の上昇額が割引額を上回った場合、ユーザーとしてインセンティブとなるのか。

**【経済産業省】**

効果検証についても今後の課題として検討する。

**【委員B】**

そのあたりは今後丁寧に説明してほしい。

**【委員D】**

再生プラスチックの供給や安全性に問題はないのか。

**【経済産業省】**

ある程度期間的な見通しを付け、体制を整えたうえで行っていきたい。

**【委員C】**

難燃プラスチックの扱いについても、この制度の中でどう整理していくのか検討してほしい。

**【委員B】**

過渡的なプロセスとして、自動車由来の再生プラスチックだけでなく、複数の産業で繋がりを持たせて実施するというのも考えられないか。

**【委員A】**

現時点ではまだ各産業がそれぞれの役割を果たすべき段階であるとする。

**【委員A】**

次回の諮問委員会でも本制度の進捗状況として、今回の意見や課題等を加えたものを示してほしい。

**(2) 議題②について**

資金管理料金特別会計における繰越金の使途(案)について、事務局から資料4にて説明し、案のとおり承認された。

なお、資料4については、委員長から修正案(委員からの提出資料参照)の提出がなされた。

**<主な意見>**

**【委員A】**

資金管理料金特別会計における繰越金の使途については、その発生要因が特預金とは異なる。よって、この使途についてもきちんと諮問委員会の中で審議すべきであり、その旨私が示した資料を確認のうえ、資料の修正を行ってほしい。

次回の委員会で平成29年度の使途の詳細について説明してほしい。また、来年度には今後の使途についても示してほしい。

**【理事B】**

資金管理料金特別会計における繰越額については、毎決算ごとに金額についても説明させていただいてきた。これまでは非常時のための留保額として一定程度は必要であるとのこと意見や情報システムの刷新費用に充当するというので整理させていただいてきたが、情報システムの刷新費用に特預金を充当することが了承されたため、今後の使途については来年度に検討を行う。

**【事務局】**

2月の諮問委員会での予算審議時に資金管理料金特別会計の収支説明の中で平成29年度の繰越金の使途について説明させていただく。

**【委員A】**

必要な留保額にある不測事態対応のための留保額は、資金管理法人だけが準備しておけばよいものではないはずである。特預金残高の中で確保するという可能性についても検討してほしい。

**【委員A】**

ここでの資料については元のままで良いが、私が修正すべきと意見を述べたことは議事録に残しておいてほしい。

以上